

中泊町農業委員会会議録

令和5年4月10日

中泊町農業委員会

令和5年中泊町農業委員会4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月） 15時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員（ 人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（ 人）

委 員				
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【議案】

議案第 1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 2号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第 3号 中泊町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 幹 谷 伊久弥

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和5年中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、7番神委員、8番瓜田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の谷主幹、小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第1号

事務局
(小寺)

2ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和5年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、1件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第1号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局
(局長)

6ページをお開きください。
報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和5年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

3月の相続等の届出は2件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長
(会長)

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

9ページをお開き下さい。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第1号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

神委員

議席7番、神です。それでは報告いたします。去る4月3日、私と瓜田委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(局長)

10ページをお開きください。
受付番号1番は、田茂木字若宮地内の田6筆、面積は1,542㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号2番は、小泊字山口地内の畑2筆、面積は568㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号3番は、今泉字藤の森地内の田2筆、面積は2,858㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に田を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
受付番号4番は、田茂木字若宮地内の田畑38筆、面積は87,668㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米またはそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。
以上、受付番号1番から4番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

議長
(会長)

次に、議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

17ページをお開き下さい。議案第2号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和5年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

18ページをお開き下さい。令和5年4月5日付け中農政第3号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

(所有件移転)

事務局
(小寺)

20ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は3件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が3件となっています。

受付番号50番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、今泉字藤の森地内他の農地5筆、地目は田、面積は16,221㎡です。売買価格は160万円です。対価の支払い期限は令和5年4月20日を予定しております。

受付番号51番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、大沢内字田浦の農地1筆、地目は田、面積は2,893㎡です。売買価格は87万円です。対価の支払い期限は令和5年4月20日を予定しております。

受付番号52番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地10筆、地目は田、面積は13,340㎡です。売買価格は200万1千円です。対価の支払い期限は令和5年4月20日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(賃貸借権設定)

事務局
(小寺)

次に29ページをご覧ください。
今月の利用権設定は、受付番号1番から31番までの31件です。内訳は再設定が17件、新規が14件となっております。

受付番号1番から受付番号17番は、再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

38ページをご覧ください。

受付番号18番は新規の設定で、設定する農地は八幡字盛山の農地2筆、地目は田、面積は3,924㎡の賃貸借です。期間は3年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号19番は新規の設定で、設定する農地は芦野字清水他の農地12筆、地目は田、面積は19,204㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地2筆、地目は田、面積は5,514㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号21番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,943㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号22番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地8筆、地目は田、面積は20,515㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり20,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号23番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取の農地3筆、地目は田、面積は10,577㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり40,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号24番は新規の設定で、設定する農地は富野字田今他の農地6筆、地目は田畑、面積は18,687㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、水利費が借主負担、工事費が地主負担。賃借料は10aあたり9,500円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号25番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は3,993㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号26番は新規の設定で、設定する農地は大沢内字二夕見の農地1筆、地目は田、面積は2,585㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号27番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は7,316㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号28番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は916㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号29番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地5筆、地目は田、面積は10,331㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は7,842㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号31番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は2,220㎡の使用賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は、地主負担。賃借料はなし。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

議 長
(会長)

次に、議案第3号中泊町「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局
(局長)

48ページをお開きください。
議案第3号中泊町「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、中泊町「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、次のとおり承認を求める。令和5年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。
(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議 長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局
(小寺)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和5年中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年4月10日

農業委員会
会長

松坂 龍美

署名委員

神 良一

署名委員

瓜田 益子